

有機溶剤の蒸気の発散面が広いために局所排気装置等の設置が困難な場合の特例
(現行有機則の第1種・第2種有機溶剤等を含む塗料を用いて塗装を行う場合)

原則
(有機則第5条)

屋内作業場等(※1)で、
有機溶剤含有物(※2)を
用いて塗装を行う場合

↓

局所排気装置等の設置(※3)
が必要

※1：屋内作業場等
①屋内作業場
②船舶の内部
③船体ブロックの内部
④その他通風が不十分な場所
(②～④は第1条第2項等)

※2：対象有機溶剤
第1種有機溶剤等
(トリクロルエチレン等)
第2種有機溶剤等
(キシレン、トルエン等)
(第1条第1項第3、4号)

※3：局所排気装置等の設置
・蒸気の出散源を密閉する設備
・局所排気装置
・プッシュプル型換気装置

特例①
(有機則第10条) 船体ブロックの内面等

①屋内作業場等の壁、床又は天井に塗装を行う
場合で
②有機溶剤の蒸気の出散面が広いために、局所排
気装置等の設置が困難

↓

①全体換気装置を設置し、
②送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用
が必要 (②は第33条第1項第4号で規定)

特例②
(有機則第13条) 船体ブロックの外表面等

①屋内作業場等で塗装を行う場合で
②有機溶剤の蒸気の出散面が広いために、局所排
気装置等の設置が困難

↓

労働基準監督署長の許可が必要

①全体換気装置を設置し、
②送気マスク又は有機ガス用防毒マスクの使用
等適切な代替装置が必要
(通達により許可の基準等を規定)

全体換気装置の性能
(有機則第17条)

1分当たりの換気量 (m³)
=有機溶剤等の量 × A × B

A：第1種 0.3
第2種 0.04

B：塗料の種類に応じて
定める数値
E^o キ樹脂ニス 0.5
E^o キ樹脂エマル 0.4
(Bは告示で規定)